

池田町広告掲載基準

平成24年1月11日制定
平成31年3月1日一部改正
令和元年10月1日一部改正

第1 趣旨

この基準は、池田町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する「掲載の範囲」の基準を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

第2 広告全般に関する基本的な考え方

町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

第3 広告媒体ごとの基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、当該広告媒体ごとに町長が別に定める。

第4 掲載の範囲（要綱第5条）

- 1 要綱第5条第1項第1号に規定する町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもので次に掲げるもの
 - (1) 過剰な利潤追求を内容とするもの（マルチ商法、催眠商法等）
 - (2) たばこの販売に関するもの
 - (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (4) 指名停止措置を受けているもの
 - (5) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
 - (6) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
 - (7) その他町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- 2 要綱第5条第1項第2号に規定する法令等に違反し、又は抵触するおそれがあると判断されるもので次に掲げるもの
 - (1) 広告に関する規定がある法令等に違反するもの
 - 例1 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5～第6条の7
 - 例2 介護保険法（平成9年法律第123号）第98条
 - 例3 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条～第68条
 - 例4 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条
 - 例5 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条
 - 例6 旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び第12条の8

- (2) 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスの提供に係るもの
 - (3) 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - (4) 営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの
 - (5) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (6) 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - (7) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - (8) その他法令等に違反し、又は抵触するおそれがあると判断されるもの
- 3 要綱第5条第1項第3号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に関するもので、「接客飲食等営業」及び「遊技場営業」にあたるものなど
- 例 キャンパレー、クラブ、麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなど
- 4 要綱第5条第1項第4号に規定する貸金業法（平成18年法律第115号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- 例 消費者金融・事業者金融
- 5 要綱第5条第1項第5号に規定する政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告（要綱第3条第1項第1号及び第2号の広告媒体にあっては、当該広告媒体ごとに町長が別に定めるものを除く。）その他これらに類するもので次に掲げるもの
- (1) 名刺広告、挨拶文、遺失物捜査、物品等の譲渡に関するもの
 - (2) 謝罪、釈明に関するもの
 - (3) 尋ね人、養子縁組に関するもの
 - (4) 異性紹介事業に関するもの
 - (5) その他政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- 6 要綱第5条第1項第6号に規定する公序良俗に反するおそれがあるもので次に掲げるもので次に掲げるもの
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するもの
 - (2) 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化したもの
 - (3) 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - (4) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - (5) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

- (6) その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- 7 要綱第5条第1項第7号に規定する虚偽又は誇大な表現で不適切なもので、虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- 例1 「完全」「当社だけ」「一番安い」「日本一」等の表示、表現（立証できるものは除く）
- 例2 「1か月で確実にマスターできる」など安易さを強調する表現
- 例3 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの
- 例4 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨又は保証する記述があるもの
- 8 要綱第5条第1項第8号に規定する町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- 例 上下水道の指定業者が、町が推奨しているような表現をする場合で「町が指定した〇〇工事店」は不可、「〇〇工事指定業者」は可
- 9 要綱第5条第1項第9号に規定する町税を滞納しているものの広告
- 10 要綱第5条第1項第10号に規定する内容又は責任の所在が不明確なもので次に掲げるもの
- (1) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
- (2) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
- (3) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- (4) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- 11 要綱第5条第1項第11号に規定するその他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもので次に掲げるもの
- (1) 懸賞広告及びクーポン付き広告。但し、公式ホームページの広告にあっては、懸賞広告及びクーポン付き広告が主たる目的である場合
- (2) 投機の商品に関する業種
- (3) 非科学的又は迷信に類するもので利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (4) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- (5) 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のもの

- (7) 粗悪品等、広告掲載が適当でないと思われる商品又はサービスの提供に係るもの
- (8) 投機心又は射幸心をあおる表示又は表現
 - 例 「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」
- (9) いわゆる不良商法とみなされるもの
- (10) 占い、運勢判断などに関するもの
- (11) 他人名義の広告（広告主が他人又は他人の事業や商品等の広告をする場合）但し、公式ホームページの広告は除く
- (12) 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けしようとするもの
- (13) 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
- (14) 債権取立て、示談引受けなどに関するもの
- (15) 調査会社、探偵事務所等に関するもの
- (16) 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの
- (17) 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- (18) 通貨及び郵便切手の複写の使用
- (19) その他広告として妥当でないと町長が認めるもの

附 則

この基準は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。